

資料 1－2 議案第 244 号

都 市 計 画 案

東京都市計画公園

第 8・3・40 号加賀史跡公園の変更

(板橋区決定)

1	計 画 書	・ ・ ・ ・ ・	1	ペー ジ
2	総 括 図	・ ・ ・ ・ ・	2	ペー ジ
3	計 画 図	・ ・ ・ ・ ・	3	ペー ジ

東京都市計画公園の変更(板橋区決定)

東京都市計画公園に第8・3・40号加賀史跡公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・3・40号	加賀史跡公園	加賀一丁目地内	約1.2ha	園路、遺跡

「区域は計画図表示のとおり」

理由 史跡の保全・活用や歴史・文化の継承を目的とした公園整備を推進するため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

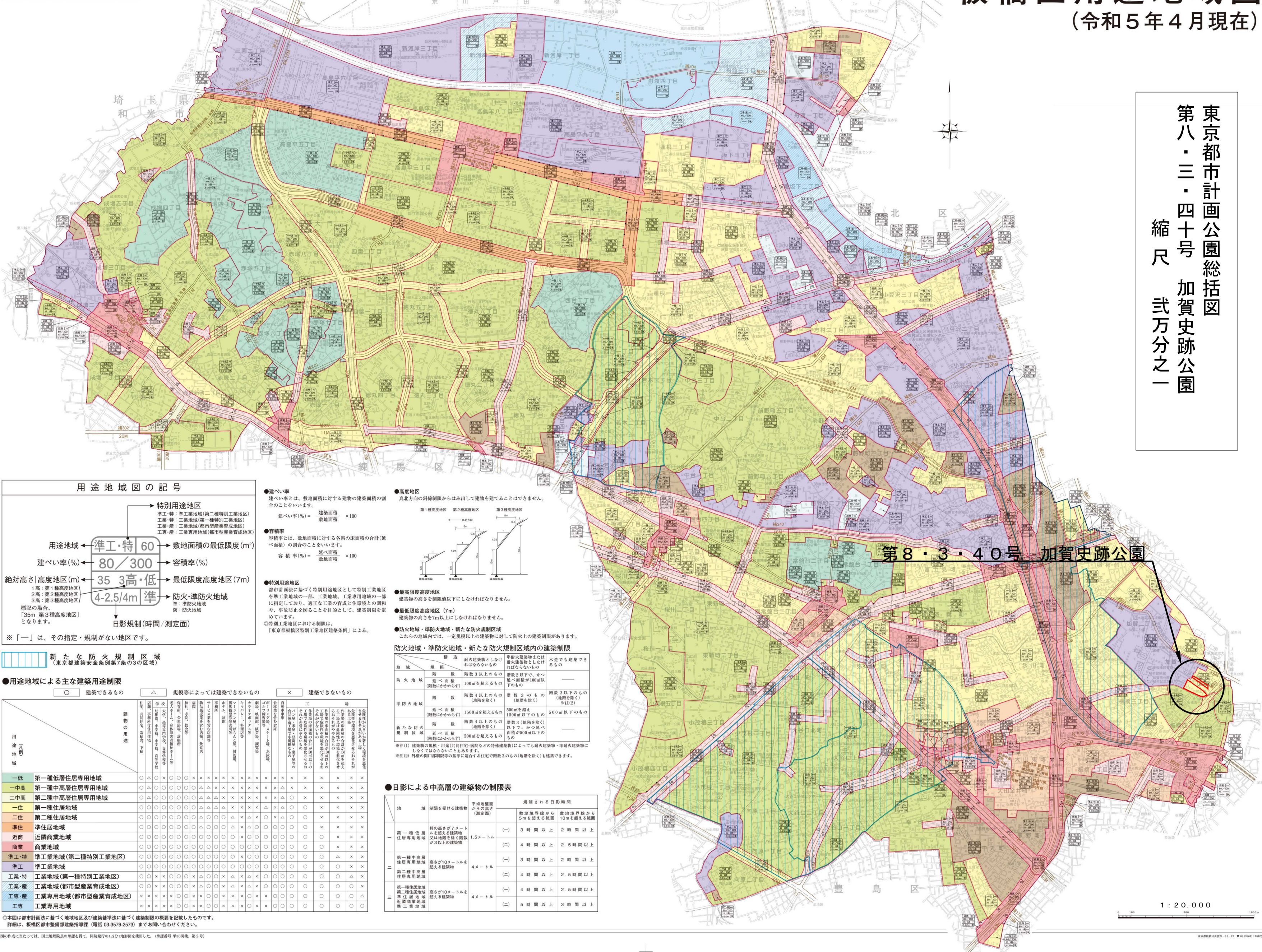
新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	特殊公園	第8・3・40号	加賀史跡公園	加賀一丁目地内	約1.2ha	追加

板橋区用途地域図
(令和5年4月現在)

東京都市計画公園総括図
第八・三・四十号 加賀史跡公園
縮尺 貳万分の一

用途地域の指定のない区域(市街化調整区域である荒川及び新河岸川部分)

容積率の指定(建築基準法第52条第1項第6号)	80%
建ぺい率の指定(建築基準法第53条第1項第6号)	40%
道路斜線勾配の指定(建築基準法第35の2の(二)欄)	1.5
用地斜線勾配の指定(建築基準法第56条第1項第2号二)	1.25



用途地域図の記号

特別用途地区
準工・特：準工業地域(第二種特別工業地区)
工業・特：工業地域(第一種特別工業地区)
工業・産：工業地域(都市型産業育成地区)
工業・産：工業専用地域(都市型産業育成地区)

用途地域 準工・特 60
建ぺい率(%) 80/300
絶対高さ|高度地区(m) 35 3高・低
4-2.5/4m 準
日影規制(時間/測定面)

敷地面積の最低限度(m²)
容積率(%)
最低限度高度地区(7m)
防火・準防火地域
準：準防火地域
防：防火地域

※「―」は、その指定・規制がない地区です。

新たな防火規制区域
(東京都建築安全条例第7条の3の区域)

●用途地域による主な建築用途制限

用途地域	建築の用途	○ 建築できるもの	△ 規模等によっては建築できないもの	× 建築できないもの
一低	第一種低層住居専用地域	○	△	×
一中高	第一種中高層住居専用地域	○	△	×
二中高	第二種中高層住居専用地域	○	△	×
一住	第一種住居地域	○	△	×
二住	第二種住居地域	○	△	×
準住	準住居地域	○	△	×
近商	近隣商業地域	○	△	×
商業	商業地域	○	△	×
準工・特	準工業地域(第二種特別工業地区)	○	△	×
準工	準工業地域	○	△	×
工業・特	工業地域(第一種特別工業地区)	○	△	×
工業・産	工業地域(都市型産業育成地区)	○	△	×
工業・産	工業専用地域(都市型産業育成地区)	○	△	×
工業	工業専用地域	○	△	×

○本図は都市計画法に基づく地域地区及び建築基準法に基づく建築制限の概要を記載したものです。
詳細は、板橋区都市整備部建築指導課(電話 03-3579-2573)までお問い合わせください。

●建ぺい率
建ぺい率は、敷地面積に対する建築物の建築面積の割合のことをいいます。
建ぺい率(%) = 建築面積 / 敷地面積 × 100

●容積率
容積率は、敷地面積に対する延べ面積の合計(延べ面積)の割合のことをいいます。
容積率(%) = 延べ面積 / 敷地面積 × 100

●特別用途地区
都市計画法に基づく特別用途地区として特別工業地区を準工業地域の一部、工業地域、工業専用地域の一部に指定しており、適正な工業の育成と住環境との調和や、事故防止を図ることを目的として、建築制限を定めています。
○特別工業地区における制限は、「東京都板橋区特別工業地区建築条例」による。

●高度地区
真北方向の斜線制限からはみ出して建築物を建てることはできません。

●最低限度高度地区
建築物の高さを7m以上にはしなければならない。

●防火地域・準防火地域・新たな防火規制区域内の建築制限
これらの地域内では、一定規模以上の建築物に対して防火上の建築制限があります。

防火地域・準防火地域・新たな防火規制区域内の建築制限

地域	防火規制	制限
防火地域	耐火建築物としなければならないもの	耐火建築物または耐火建築物としないもの
準防火地域	耐火建築物としなければならないもの	耐火建築物または耐火建築物としないもの
新たな防火規制区域	耐火建築物としなければならないもの	耐火建築物または耐火建築物としないもの

●日影による中高層の建築物の制限表

地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ(メートル)	規制される日影時間
一	第一種低層住居専用地域	高さ3メートルを超える建築物	3時間以上 2時間以上
二	第一種中高層住居専用地域	高さ10メートルを超える建築物	3時間以上 2時間以上
三	第一種中高層住居専用地域	高さ10メートルを超える建築物	4時間以上 2.5時間以上

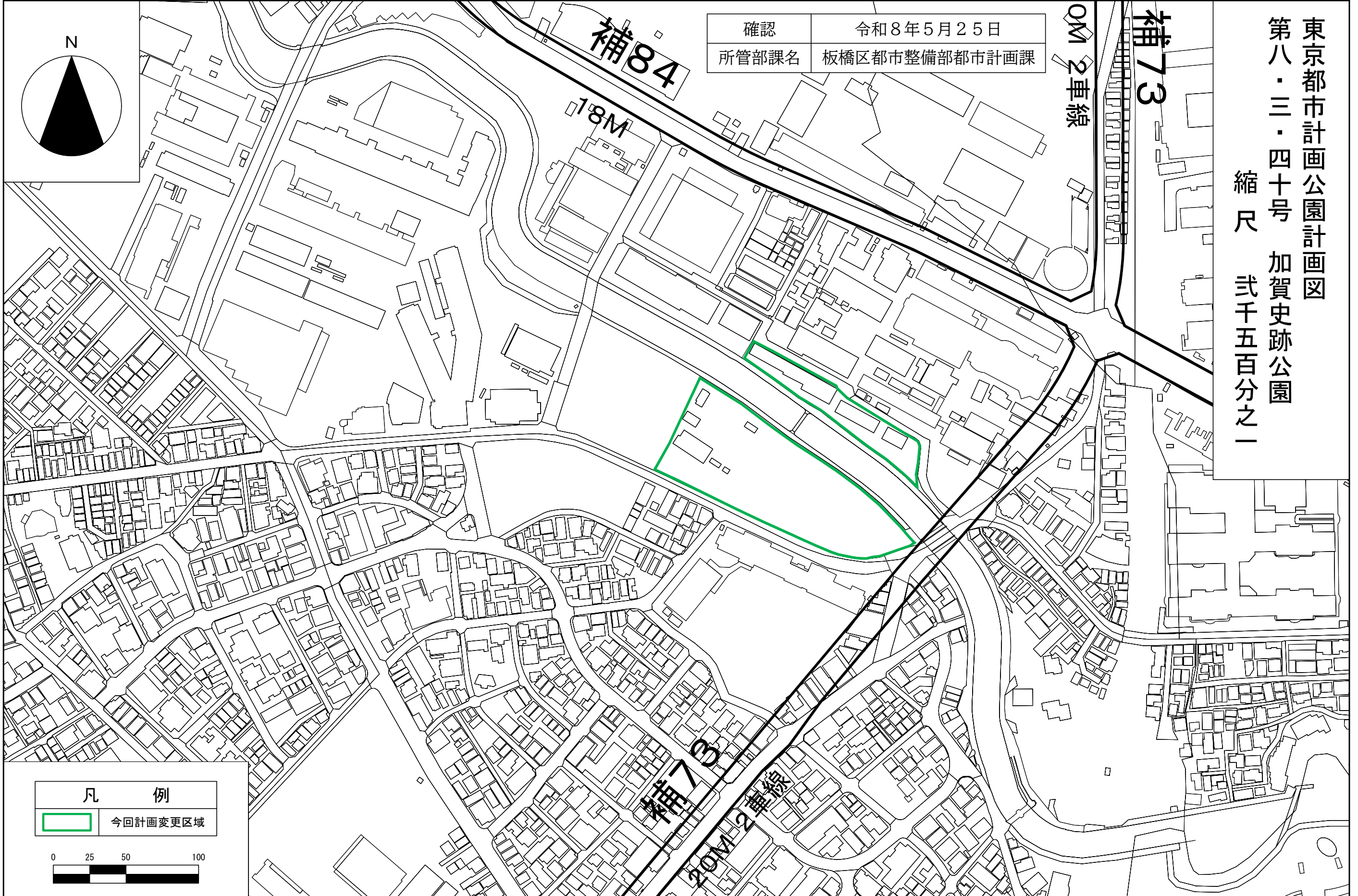
令和五年四月現在 板橋区都市整備部 許可なく複製を禁ず

刊行物番号
R04-94

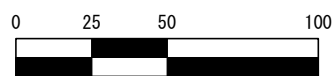
東京都市計画公園計画図
 第八・三・四十号 加賀史跡公園
 縮尺 式千五百分之一

確認	令和8年5月25日
所管部課名	板橋区都市整備部都市計画課

補73
 2車線
 補84
 18M



凡	例
	今回計画変更区域



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) (MMT利許第07-K119-301号) 令和7年7月17日、(利用許諾番号) 7都市基交測第108号、令和7年7月14日
 ただし、計画線は都市計画道路網図から転記したものである。無断転載を禁ず。(承認番号) 6都市基街都第5号、令和6年4月15日